

平成30年度

資金不足比率審査意見書

むつ市水道事業会計資金不足比率

むつ市下水道事業特別会計資金不足比率

むつ市魚市場事業特別会計資金不足比率

むつ市監査委員

む監査第39号
令和元年8月9日

むつ市長 宮下宗一郎様

むつ市監査委員 齊藤秀人
むつ市監査委員 佐々木隆徳

平成30年度むつ市各特別会計の資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、
審査に付された平成30年度むつ市水道事業会計、下水道事業特別会計及び
魚市場事業特別会計の資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見
書を提出します。

目 次

1	平成30年度 水道事業会計資金不足比率審査意見書	1
2	平成30年度 下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書	2
3	平成30年度 魚市場事業特別会計資金不足比率審査意見書	3

平成30年度 水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

水道事業会計における、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月8日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率は、次表のとおりである。

比 率 名	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

(2) 審査意見

資金不足比率は次のとおりで、経営健全化基準を下回っている。

引き続き、健全な財政運営に努めていただくよう望む。

- ・資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

なし

平成30年度 下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

下水道事業特別会計における、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月8日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率は、次表のとおりである。

比 率 名	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

(2) 審査意見

資金不足比率は次のとおりで、経営健全化基準を下回っている。

引き続き、健全な財政運営に努めていただくよう望む。

- ・資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

なし

平成30年度 魚市場事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

魚市場事業特別会計における、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月8日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率は、次表のとおりである。

比率名	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

(2) 審査意見

資金不足比率は次のとおりで、経営健全化基準を下回っている。

引き続き、健全な財政運営に努めていただくよう望む。

- ・資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

なし